

平成21年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成21年6月18日（木曜日）
午前10時00分 開議

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10番	小 関 勝 教 君
11番	土 井 敏 興 君
12番	本 郷 幸 治 君
13番	紫 藤 政 則 君
14番	林 国 夫 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
- 1 議案第54号 財産購入の件（小学校コンピュータ機器）（総務・文教）
 - 2 議案第55号 損害賠償の額決定の件（産業・厚生）
 - 3 議案第56号 美唄市介護保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 4 議案第57号 美唄市地域包括支援センター事業条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 5 議案第58号 美唄市まちなか交流広場条例制定の件（産業・厚生）
 - 6 議案第59号 指定管理者の指定の件（美唄市まちなか交流広場）（産業・厚生）
 - 7 議案第60号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 第3 意見書案第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 第4 意見書案第6号 学費が払えず高校を卒業・入学出来ない若者をなくす緊急対策に関する意見書
- 第5 意見書案第7号 国保料（税）の引き下げと国保制度の再建に関する意見書

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長	安 田 昌 彰 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	小 橋 一 夫 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 長	板 東 知 文 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

◎出席議員（16名）

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
事務局 長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局 長	稲 村 秀 樹 君

◎事務局職員出席者

事務局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

15番 谷村孝一議員、

1番 吉岡文子議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第54号財産購入の件ないし順序7、議案第60号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第1号）の以上7件を一括議題といたします。

本件についてそれぞれ委員長の報告を求めます。

まず議案第54号について、小関総務・文教委員長。

●総務・文教委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第54号財産購入の件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日委員会を招集して審査をいたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

学校別パソコン配置の積算基礎について、また、西美唄小学校の教師用のノートパソコン及びプリンターがゼロになっているが、この理由は、との質疑に対し、学校別については、今後3年間の児童生徒数の推移を考慮し、配置を行った。

また、西美唄小学校は教師用ノートパソコンが不要で、プリンターも現行のもので対応が可能とのことから、デスクトップのパソコンを多く配置した、との答弁。

次に、東栄小学校は統合が計画されているが、今回のパソコン配置の考え方は、との質疑に対し、東栄小学校については、現段階で教育委員会として平成22年4月の完全複式化が見込まれるが、現段階ではパソコンの配置が必要と判断し配置した、との答弁。

次に、今回のコンピュータ機器配置によりどのような学習をしようとしているのか、との質疑に対し、総合学習の調べる学習や、理科では天体、算数では面積を求める等々、現在行っている学習を継続していく、との答弁。

次に、今回6社が指名業者として入札し、その中で美唄未来開発センターが2,784万円で落札したが、その他の業者の入札金額はどうなっているのか、との質疑に対し、業者名は公表する扱いにはなっていないので、

名前は特定しない形でA社3, 300万円、B社3, 280万円、C社3, 066万9, 000円、D社3, 300万円、E社3, 780万円、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第54号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康夫君 次に、議案第55号ないし議案第59号について、米田産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長米田良克議員(登壇) ただいま議題となりました議案第55号損害賠償の額決定の件、議案第56号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第57号美唄市地域包括支援センター事業条例の一部改正の件、議案第58号美唄市まちなか交流広場条例制定の件及び議案第59号指定管理者の指定の件、の以上5件について産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日の1日間委員会を招集して審査いたしました。

まず初めに、議案第55号の審査では事故の状況についての補足説明がありました。

内容を申し上げます。

本年2月2日午前9時20分ごろ、市民バス進徳・拓北線の21線停留所発の市民バスが光珠内方面に向け、旋回場所から市道に進入する際に市道開発中小屋線を中小屋方面から進行していた乗用車と接触し、衝撃で乗用車が排水溝に落下したものです。乗用車は破

損し、相手運転手と市民バスの乗客1名が負傷されたものです。

事故発生後市民バス運行業務委託業者から市の生活交通係に事故の連絡があり、現地へ向かいました。現地では、委託業者の社長と美唄警察署から警察官1名が来ており、現況確認を行っていました。

また、このバスの乗客は1名であり、委託業者が用意した車により、目的地である美唄駅へ向かっているとのことで、現地にはおりませんでした。

相手方の乗用車は10メートルほどはじかれたのち、排水溝へ落下しており、ヘッドライト、ボンネット等が破損しており、運転手は頭部を打撲したとのことで、パトカー内で休息しておりました。市担当者が病院での受診を求め、市の公用車によりまして、市立美唄病院に移送しました。

その後、先程駅に向かっていた乗客から事故により軽部に痛みが出てきたとの連絡があり、市立美唄病院に移送したものです。

診断の結果、相手運転手、乗客ともに通院による加療が必要と診断された。

次に、主な質疑・答弁を申し上げます。

損害賠償の相手方が美唄市内法人となっているが、具体的な法人名を出さない根拠はあるのか。また、運転上の過失の扱いと市が委託している業者との関係は。事故は不可抗力との判断か。または、ペナルティーになるか。損害賠償決定が議会に係る事は、議会の市民への説明責任が求められることになるので、尋ねる。との質疑に対し、相手方を具体的に出さないという部分は、平成18年に市民見学会の事故があり、そのときの取り扱いを踏

襲した。今回の事故で会社なり、バスの運転手に対するペナルティーは考えていない。との答弁。

次に、怪我をした市民バスの乗客の方は、当時シートベルトをしていたのか。また、市民バス全体のシートベルトに対する考え方はあるか。このことについては業者だけでなく、行政側の徹底も図る必要があるのではないかと、との質疑に対し、シートベルトを着用していたかどうかは確認していない。シートベルトは、昨年6月に義務づけが行われ、市民バスにシートベルトが付いている車両と付いていない車両があり、付いている車両については、シートベルトをしてくださいと運転手から放送でベルト着用を依頼していた経過がある。委託先の3社に対し、実態がどうなっているのか確認した上で、シートベルト着用の励行等についても対応したい、との答弁。

次に、今回の事故の状況とバス車両の破損状況と対応について、との質疑に対し、事故の状況については、市民バスの旋回場所から道路に侵入したときに衝突した。バスの状況はバンパー、ヘッドライト、フェンダーなどが破損し、損害額は修理費が65万6,040円、そのうちの過失割合である80%が市有物件災害共済会で支払われ、20%は相手方の保険で支払われる、との答弁がありました。

次に、議案第58号の審査における主な質疑答弁を申し上げます。

市民が先に申し込みし、有料で使用するようになった場合、後から市の行事等が入った場合の対応についてどちらを優先させるのか、との質疑に対し、市が開催する行事等とぶつか

った場合については、条例の設置目的にも書いてあるが、公共的な形での活用も想定していることから、なるべくこれらのものを優先しつつ、空いている時間帯の部分に民間の方々の行商・興行・展示会。集会等に活用する形で全体として広場の有効活用を図りながら、賑わい創出につなげていきたいと考えている、との答弁。

次に、条例10条の関係で指定管理者となったとき、金額については、指定管理者に利用料金の決定についてゆだねるという形をとるのか。それとも今回示されている部分を踏襲していくのか、との質疑に対し、利用料金の決定額については、条例の第13条第4項の中で、市長と協議の上決定し、上限の範囲の中で料金を決定する規定となっている。との答弁。

次に、利用料金は別表がベースになるのか。との質疑に対し、商工会議所から提出された事業計画の収支予算では、優良区画は別表5,000円だが、3,000円を基本に、イベント会場は1日1平米100円になっているが、60円で計算しているのもので、実質はこの程度での運営と考えられる、との答弁。

次に、規則案6条の1について、使用者の責めに帰すことのできない理由による使用不能となったとき、とはどういうことを想定しているか。

また、自然災害等も想定しておくべきではないか。との質疑に対し、例えば、事故に遭ったなど、予定した利用ができない、そういう不可抗力が生じた時、事情を考慮し、使用料の全額返還を考えている。また、自然災害、その他で現実的に広場として活用が困難な場

合も同様に扱う、との答弁。

次に、中心市街地活性化基本計画が策定されている中で、なぜ交流広場という位置づけになったのか。

また、公の施設の屋外の利用に関して、何か類似的な料金設定の基準があるか、との質疑に対し、平成17年4月に中心市街地活性化基本計画が策定され、中心市街地活性化における市街地の整備改善あるいは商業等の活性化の具体的な推進について目標を掲げ、これらの趣旨も踏まえて、まちなか交流広場を今回設置したものである。

また、市として料金設定について明確な基準はないが、道内他市の例では、滝川市で同じように広場の利用料金の設定基準がある。料金設定はこういったものも参考にしながら、できるだけ利用する方々の負担が大きくならないように、この条例の利用料を定めている。との答弁。

次に、規制のための条例ではないから、使いやすく目的に沿うような形でルールを運用していくことが大事だ。今後利用が始まって、手直しが必要であれば、改正するという基本姿勢で対応すべきと思うが。との質疑に対し、交流広場は多目的に、にぎわい創出、市民の多様な交流を促進するためにつくるものであり、それを1つの起爆剤にして、中心市街地の活性化、空き店舗の有効活用、人が集まるまちなか居住ということにつなげていきたいという趣旨であり、条例はどうしても硬い表現になるが、運用に当たり、民間のノウハウも活用しながら、しっかりと目的に沿った形で広場の運営に当たっていく考え方である。との答弁。

次に、規則案の7条で提出を求める企画書は市で用意しているものか。

また、8条の遵守事項について、あいまいな部分と使用者に対し非常に厳し過ぎる制限があるように感じるがいかがか、との質疑に対し、様式は市で現在準備を進めている。企画書等というかた苦しい表現になっているが、内容的には複雑なものでない申請書にしたいと思っている。

また、8条については、想定しているイベントの中には、周辺に迷惑をかけるということもあるため、一定の部分についてルール化していくことは必要と考えている。字句、その他については指摘があった部分も踏まえ、整理推考したい。との答弁がありました。

次に、議案第59号の審査における主な質疑答弁を申し上げます。

指定管理者の選定でなぜ非公募としたのか、との質疑に対し、イベント等の地域興しを始めとした中心市街地の活性化に向けたさまざまな事業の実施に当たり、中心的な役割を果たしている美唄商工会議所が、まちなか交流広場の今後の賑わい創出を図る上においてふさわしい団体と考え、非公募とした、との答弁。

次に、これから商工会議所と協定を結ぶに当たり、イベントに関する専門的なノウハウを活用するような役割も、指定管理者の仕事として協定の中に明文化するのか。との質疑に対し、指定管理者の候補として出された事業計画書には、観光物産協会、農業団体、青年・女性団体等と連携して、食をテーマとした収穫祭など地産地消型のイベントやフリーマーケット、商店街ビアガーデン、子供たち

や若者のニーズ把握など、市民参加型イベントに開放し、にぎわい創出に全力を傾注していく、とある。これらを踏まえ、単に駐車場の管理だけではなく、申し込まれたイベントの調整を始め、自らイベントについて仕掛けていくなども可能と考えており、商工会議所が中心となり、関係する事業者等の連携の中で進めていくというのが、今後の地域づくりのあり方としても望ましいと考えている。との答弁。

なお、議案第56号及び議案第57号の以上2件につきましては、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、第55号ないし議案第59号の以上5件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第60号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第1号)について、五十嵐予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長五十嵐 聡議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第60号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月17日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第60号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、アンテナショップの設置場所について、選定に当たって一定の基準があったと

思うが、どのようなルールにのっとって場所を決められたのか、との質疑に対し、アンテナショップの設置場所については、多くの利用者が立ち寄れる場所、通行量が多く車道から入りやすい場所であること、駐車場、トイレの有無、設置場所の整備に経費がかからないということなど、9項目の要件を選定し、関係部局も含めて、全体でこの内容について協議をし、最終的に市として決定した、との答弁。

次に、当初プレハブで行うというようなことだったが、後にログハウスに変わったと聞いている。この物件のリースに関して、どのような経緯で、との質疑に対し、当初プレハブは3棟を連結する形で考えていたが、藤観光さんからプレハブでは景観が悪いという意向をいただき、その結果、レンタル費用についても検討し、プレハブよりログハウスのほうが安くなるという判断から、限られた経費で有効に今回の補助金を活用すべく、またログハウスを設置することにより、景観がよくなることで集客も期待出来るという事で、プレハブからログハウスの変更に至った、との答弁。

次に、手数料の扱いは、委託契約の中で示すのか、との質疑に対し、手数料については、運営受託先と、出店者側との契約の中で謳っていただくということになっており、本市の委託契約の中にはアンテナショップで雇用をきちっと生むための金額だとか、アンテナショップを運営する経費というようなもののみで、手数料についての事項はそこに記載しない予定で考えている、との答弁。

次に、参加事業者が25事業者で、販売ス

ペース、1事業者当たりどれぐらい見ているのか、との質疑に対し、ログハウス内を農産物、加工品、ソフトクリームを売る場所と、大きく3つの間仕切りで考えており、農家の方々には幅が45センチの60センチ程度のスペース、加工品、お菓子等につきましては、入口、入ったところに商品代を置き、そこに陳列をしていくということで考えている、との答弁。

次に、この事業はふるさと雇用再生特別交付金及び雇用創出事業のどちらが主なのか、との質疑に対し、ふるさと雇用再生特別事業は長期の雇用を目的としてやっており、今回アンテナショップは3年を予定しているのでふるさと雇用再生特別交付金事業の方である、との答弁。

次に、雇用について、新規雇用というのと、既存の雇用というのは、どういう意味か。

また、雇用は3年間続くのか、との質疑に対し、新規雇用については要綱の中では、まず失業してるかどうかということを経営するときに確認し、ハローワークで募集して雇う、これが新規になり、更に受託者を商工会議所と予定しているが、そこが、その3人の雇用管理をするということで、それについて既存の職員という形で一部経費を要求している。これが新規と既存との違いになる。

また、雇用については、基本的には事業年度になっているため、年度での更新をしながら3年を予定している、との答弁。

次に、事業の実施主体は市ということだが、委託先が商工会議所と出ているが、運営はどこが主体でやるのか、との質疑に対し、商工会議所は商工会議所法で設置が認められてい

る団体で、今回の国の要綱の中には、その他の法人、もしくは法人以外の団体等でもいいという形ではっきり商工会議所というふうには入っていない。それで道の方に確認したところ、その他の団体等に商工会議所が入っているという形で回答を得ているところなので、商工会議所を考えている、との答弁。

次に、まちなか交流広場の債務負担行為の限度額の積算の基礎について、また、仮に料金収入がこのとおりに行かないといった場合はどうするのか、との質疑に対し、22年度については、利用料収入の見込み額が87万、経費的にかかるものの合計が114万を予定しており、この差し引きで27万を、22年度と23年度と同額で債務負担行為で予定している。

また、仮に見込んである収入が見込みより少なくなると収入欠陥が生じた場合は、委託費の中でおぎなってもらいたいことを原則としている。委託料の見直しについては、予測を超えるような変動が生じたときは指定管理者と市と協議を行い、必要な範囲の中で委託料の見直しをするということを協定書の中でも謳って行きたいと考えている、との答弁。

次に、まちなか交流広場の管理には常駐者がいるのか、との質疑に対し、現在常駐するという人員配置までは考えていない。定期的に見回りをする、見回り巡視の人件費というものは見込んでいる、との答弁。

次に、駐車スペースは未舗装なのか、どんなことを1,000万かけてやるのか、との質疑に対し、今回の事業計画の中では路盤の整備、それから側溝を含めて整備をするという形で、広場全体は舗装までは事業の中には

組み込んでいない。砂利の路面という形で整備を終える予定となっており、路盤改良に合わせて水はけ処理として、地下に暗渠を、それから側溝を入れて水が溜まらないように整備をしている、との答弁。

次に、まちなか交流広場の無料駐車場に通勤の人達の車で占領されてしまって買い物客が使えないという状況が懸念されるが、買い物客のスペースをどう確保するのか、との質疑に対して、今回、まちなか交流広場は、駐車をするのが前提でなく、賑わい創出のイベントを開くことを前提とするが、イベントのないときには無料で開放して、場内に利用の案内看板を設置する予定。目的はやはり駐車を1日中止めないで、概ね2時間以内でご利用してくださいと、2時間以内を目安にということのご利用のご案内をさせてもらう予定で看板設置を予定している、との答弁。

次に、アルテピアッツァ美唄の全体の整備計画というものは補修等も含めてあるのか、との質疑に対し、アルテピアッツァの整備計画については、平成13年に第2次整備計画として作られたものがある。その中には補修は含んでなく、駐車場の舗装化や場内の看板などといったものが計画されている、との答弁。

次に、アルテピアッツァの将来、最終的な到達点というのはどこなのか、との質疑に対し、アルテピアッツァについては、開設して17年という年月が経ったので、大きなメンテナンスも必要となってきたが、美唄市の財政事情もあるので、財政事情を勘案しながらNPOのアルテピアッツァ美唄とも協力をしながら計画を立ててやって行きたい、と

の答弁。

次に、アルテピアッツァの石のステージの研磨については、全面か部分的に研磨するのか、との質疑に対し、ステージの研磨は全面、表面研磨をする。面積にして180平方メートル。研磨をすることにより、そこに目地を新しく打ち替えをして、コートをするということで雨水をそれによって防いで長持ちをさせるということになる、との答弁。

次に、まるごとブランド化推進事業は、この美唄の魅力というものをブランド化をして、発信をしていこうという事業だと思うが、具体的に何を取り上げてブランド化を図っていくのかと、との質疑に対し、本年はこの丸ごとブランド化事業は学識経験者を始め、市内関係団体などと連携協働により、地域の資源である観光施設や農業体験、食などを組み合わせたモニターツアーを実施して、ツアーの評価を通じて資源の有効活用や資源の組み合わせによる観光比較商品のメニュー化を図ることと考えている、との答弁。

次に、ツアーを計画されているということだが、このツアーをどういった形で行うのか、また、これは無料モニターを募るのか、それとも一部有料のモニターという形になるのか、との質疑に対し、今回のモニターツアーについては、長期滞在型観光だとか、ヘルスツーリズム、それから、エコツーリズムというようなニューツーリズムと言っているが、そういう需要が結構高まってきているという事から、地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の創出に取り組むことが一番大切だと考えており、地元のことをよく知っている、地元の旅行業者に委託を考えて進めていこう

と思っている。

また、モニターツアーは、基本的には旅行者に委託するという形にはなるが、検討委員会の委員と、旅行者で募集していただいて出てくる人と一緒になってモニターツアーを行う予定になっており、料金については無料という形で考えている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第54号財産購入の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第55号ないし議案第59号の以上5件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第55号損害賠償の額決定の件ないし議案第59号指定管理者の指定の件**以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第60号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第60号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第1号）**は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、意見書案第5号基地対策予算の増額等を求める意見書ないし日程の第5、意見書案第7号国保料（税）の引き下げと国保制度の再建に関する意見書の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第5号について、10番小

関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第5号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税減収や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきており、併せて、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう

強く要望する。

記

1. 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
2. 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第6号及び意見書案第7号について、1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第6号及び意見書案第7号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

学費が払えず高校を卒業・入学出来ない若者をなくす緊急対策に関する意見書

親の経済事情の悪化や困難で学費が払えず高校を卒業できない、あるいは入学できない若者の問題が大きな社会問題になっています。

3月にはNHKテレビも「クローズアップ現代」で「貧しくて学べない」を特集しました。そこに登場した生徒は、新学期の授業料の目途が立たず、今の公的制度では救えないというものでした。

こうした事例は、この10年、貧困と格差の広がりに加え、昨年来の経済危機による収入減や「派遣切り」などで事態は一気に深刻化しています。私立高校の授業料滞納者はこの9カ月間で倍、約2万5千人もいます。

憲法は「等しく教育を受ける権利」(第26条)を保障し、教育基本法は「経済的地位」による「教育上(の)差別」を禁じています(第4条)。高校進学率は97%を超えており、卒業は就職にとって事実上不可欠の条件となっています。家庭の経済的事情で退学する若者を出さないことは社会の使命であり政治の責任です。

政府も国会での質問に対して「なんとしても避けなければならない」「最大限努力する」と答弁しています。

よって、政府及び道が下記の緊急対策を講じるよう要望します。

記

- 1 学費滞納を理由にした退学や除籍を止め、延納などの手を尽くすこと。
 - 2 国と道の責任で高校生救済のための無保険人・無利子・返済猶予付きの貸し付けを行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月18日

北海道美唄市議会

国保料(税)の引き下げと国保制度の再建に関する意見書

今、多くの自治体の国保料(税)は、年収200万円台で年額30万円、40万円もの負担を強いられるなど住民の負担能力を遙かに超える額となり、国保料(税)の滞納が、全国的に453万世帯(北海道は20万世帯、美唄市は656世帯)、加盟世帯の2割(北海道は22.6%、美唄市は11.8%以上)に達しています。滞納を理由に保険証を発行されない人が、病院にかかれず重症化・死亡する事件も美唄を含め各地で続発しています。高すぎる国保料(税)の引き下げと、事実上国民皆保険制度の破綻というべき事態にある国保制度の再建は待ったなしの国民的課題です。

加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、低所得者が多く加入する国保は、国の適切な財政支出があってはじめて成り立つ医療保険です。

ところが、歴代政府は、1984年の国保法の改定で、国保への国庫負担率を医療費の45%から38.5%に削減し、その後も事務費や保険料軽減措置などへの国の財政支出を廃止・削減してきました。

その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出は49.8%(84年度)から30.4%(05年度)に減っています。同時期に、一人当たりの国保料(税)は、3万9千円から8万円へ、2倍以上となりました。国保負

担の削減と表裏一体で保険料（税）の高騰が進んだのです。

また、この間、経済情勢の悪化等により、失業者や非正規労働者が大量に国保に加入しています。国庫負担の削減による財政悪化と国保加入者の“貧困化”があいまって、保険料（税）が高騰し、滞納者が増え、国保財政が悪化する悪循環を拡大してきたのです。

よって、政府は下記の緊急策を講じるよう要望します。

記

- 1 高い国保料（税）を引き下げ、国保制度を再建するために、削減された国の社会保障予算を復活すること。
- 2 政府は国庫負担を計画的に引き上げ、低所得者への減額・免除制度を拡充すること。
- 3 資格証・短期証の交付指導に当たっては、生活困窮者の生活実態に留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第5号ないし意見書案第7号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第5号基地対策予算の増額等を求める意見書ないし意見書案第7号国保料（税）の引き下げと国保制度の再建に関する意見書**の以上3件は、原案のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成21年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前10時46分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____